

人身取引対策推進会議（第4回） 議事録

1 日時

平成30年5月18日（金）午前8時05分～午前8時15分

2 場所

総理大臣官邸3階南会議室

3 出席者

菅内閣官房長官（議長）

野田内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、石井国土交通大臣、林文部科学大臣、河野外務大臣、小此木国家公安委員会委員長、上川法務大臣、齋藤農林水産大臣、西村内閣官房副長官、野上内閣官房副長官、牧原厚生労働副大臣、平木経済産業大臣政務官、杉田内閣官房副長官、古谷内閣官房副長官補、兼原内閣官房副長官補、平井内閣官房内閣審議官

4 議事内容

（プレス入室）

【菅内閣官房長官】

それでは、会議を開催いたします。はじめに、私から一言申し上げます。

人身取引は、重大な人権侵害であり、深刻な国際問題でもあります。昨年中は、我が国が人身取引議定書の締約国となるとともに、技能実習法が施行され、制度面の取組が大きく進捗しました。日本人の被害者の中でも増えており、その多くは、若年層の未熟さに付け込んだ許しがたいものであります。

各位におかれましては、そもそも人身取引の被害者は声を上げにくく、その発見は容易でないことを忘れず、引き続き日本人・外国人を問わず、被害者の発見・保護に努めるようお願いいたします。加えて、（年次報告の作成における）検証の過程で明らかとなった課題を踏まえ、人身取引の根絶に向け、関係省庁と連携して対策を強化するようお願いいたします。

（プレス退室）

【菅内閣官房長官】

それでは、議題の「人身取引対策に関する取組について（年次報告）」（案）について、古谷内閣官房副長官補から説明してもらいます。

【古谷内閣官房副長官補】

「人身取引対策に関する取組について（年次報告）」（案）につきまして、資料1の概要版で御説明いたします。

この年次報告は、26年12月に犯罪対策閣僚会議で決定されました「人身取引対策行動計画2014」に基づき取りまとめるものであり、今年で4回目の作成となります。

まず、「1 人身取引の実態把握の徹底」につきまして、昨年は、46人の被害者を保護しております。このうち、日本人は過去最多の28人であり、全体の約6割を占めております。

1枚おめくりいただきまして、次のページにおきましては、「行動計画2014」の項目に沿って、関係省庁の主な取組を記載しております。

「2 人身取引の防止」につきまして、昨年11月、技能実習生に対する人権侵害行為等の禁止規定を設けた「技能実習法」が施行されております。

「3 人身取引被害者の認知の推進」につきましては、被害申告を呼び掛ける多言語のリーフレットを活用するとともに、外国人の相談窓口・ダイヤルを設け、外国語での対応を推進しております。

「4 人身取引の撲滅」につきましては、昨年中に策定しました「子供の性被害防止プラン」や、アダルトビデオ出演強要問題等に関する対策に基づく取組を推進するなど、人身取引関連事犯に対しても積極的に対応しております。

「5 人身取引被害者の保護・支援」につきましては、入国管理局や婦人相談所等で必要な保護・支援を行っております。

最後に、「6 人身取引対策推進のための基盤整備」につきましては、「人身取引議定書」等を締結するとともに、啓発用ポスターの配布等を行っております。

以上が、年次報告の概要案でございます。今後とも、被害者の立場に立ち、「行動計画2014」に基づく取組を着実に推進し、人身取引の根絶を目指していくこととしております。

【菅内閣官房長官】

ただいまの説明に関連して、構成員から御発言をお願いしたいと思います。それではまず、野田内閣府特命担当大臣から御発言をお願いします。

【野田内閣府特命担当大臣】

人身取引は、その被害者の多くが女性であり、国際的な連携のもとに女性に対する暴力を根絶する観点からも重要な問題です。

人身取引対策を効果的に推進していくためには、国民の理解と関心を高めていくことが必要不可欠であり、内閣府では、啓発用ポスターを作成し、配付するなど、国民の意識啓発を図っています。

また、アダルトビデオ出演強要問題については、昨年5月に策定した今後の対策に基づき、政府一体となって、更なる実態把握、取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等の施策に取り組んできたところです。

この問題の根絶に向け、その背後にある男性優位の社会意識構造も変えていかねばなりません。各大臣の御協力をお願いいたします。

【菅内閣官房長官】

続きまして、小此木国家公安委員会委員長から御発言をお願いします。

【小此木国家公安委員会委員長】

人身取引は、被害者の心身に著しい苦痛をもたらす重大な人権侵害であります。平成29年中の人身取引事犯の被害は、依然として憂慮すべき状況にあります。

もとより、人身取引は国際的にも重大な問題であり、先月、私は、カナダで開催されたG7安全担当大臣会合に出席しましたが、同会合においても、人身取引が議題の一つとして取り上げられ、民間企業や社会と連携するとともに、国際協力を推進していくこと等で一致しました。

引き続き「人身取引対策行動計画2014」を踏まえて、関係機関・団体との連携や国際協力を強化しつつ、人身取引事犯の徹底した把握及び取締り、被害者の保護や支援等の取組を進めるよう警察を指導してまいります。

【菅内閣官房長官】

続きまして、上川法務大臣から御発言をお願いします。

【上川法務大臣】

法務省としましては、人身取引が重大な人権侵害であるとの認識の下、外国人被害者の法的地位の安定化や加害者に対する厳正な科刑の実現に努めるなど、被害者の認知・保護及び人身取引の防止・撲滅に努めております。

また、昨年11月に施行された「技能実習法」においては、技能実習生に対する人権侵害行為等の禁止規定及び罰則が置かれており、その適切な運用に努めているところです。

今後とも、関係府省庁と緊密に連携し、人身取引対策を推進してまいります。

【菅内閣官房長官】

続きまして、河野外務大臣から御発言をお願いします。

【河野外務大臣】

本年次報告は、我が国の人身取引対策を国際的に広く周知する上でも役立つものです。

米国国務省の人身取引報告書に関しては、6月下旬に公表予定と承知しています。同報告書において、我が国の取組を正しく理解した上で適切な評価が行われるよう、関係省庁からの御協力を得ながら、米国への説明を積極的に根気強く重ねてきており、引き続き鋭意取り組んでいきます。

なお、前回の幹事会以降の動きとして、昨年の「テロ等準備罪処罰法」の成立・施行を受け、国際組織犯罪防止条約及びこれを補足する人身取引議定書を締結したことを踏まえ、引き続き人身取引対策に係る国際協力を推進してまいります。

【菅内閣官房長官】

続きまして、牧原厚生労働副大臣から御発言をお願いします。

【牧原厚生労働副大臣】

厚生労働省においては、昨年11月の「技能実習法」の施行を受け、監理団体の許可、実習計画の認定、外国人技能実習機構による監理団体・実習実施者への実地検査、送出国との二国間取決めの締結等に取り組んでいるところです。

今後とも、技能実習生の保護が図られるよう、関係省庁と連携しつつ、引き続き、技能実習制度の適正化に努めてまいりたいと思います。

【菅内閣官房長官】

ありがとうございました。それでは、「人身取引対策に関する取組について（年次報告）」について、本推進会議の決定としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

【菅内閣官房長官】

ありがとうございました。原案のとおり決定したいと思います。

各大臣におかれましては、引き続き、「人身取引対策行動計画2014」に基づく取組を着実に進めるようお願いいたします。

それでは、これで人身取引対策推進会議第4回会合を終了いたします。なお、この後、本日の概要について、事務局からブリーフィングを行う予定です。

本日は、ありがとうございました。

以 上